

鹿 児 島 県 公 報

令和3年3月30日（火）第195号の14



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（※）（生活衛生課取扱い） 1
○旅館業法施行細則の一部を改正する規則（※）（生活衛生課取扱い） 5

規 則

鹿児島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第32号

鹿児島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県公衆浴場法施行細則（昭和44年鹿児島県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「特殊公衆浴場を経営しようとする場合にあつては、」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業施設の構造設備を明示した図面
- (2) 営業施設を中心とした半径400メートル以内の見取図及び最寄りの一般公衆浴場との距離を表示した位置図
- (3) 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）に、水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場合にあつては、これらの湯水の水質検査の結果を記載した書類
- (4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- (5) 省令第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、浴場業を譲り受けたことを証する書類

第5条第1号中イをウとし、同号ア中「毛髪等を除去する設備」を「浴槽水を再利用するために浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を再利用するために浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、浴槽ごとに設置するよう努めること。

第5条第2号ア中「（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入させる温水をいう。以下同じ。）」及び「（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）」を削り、「ろ過器」の次に「等」を加え、同号イ中「浴槽水を循環させる構造の浴槽」を「循環式浴槽（温泉水等の使用量を少なくする等のため

に浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。）」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) オーバーフロー水に係る構造設備の基準

オーバーフロー水（浴槽からあふれた浴槽水をいう。以下同じ。）及び回収槽（オーバーフロー水を回収する設備をいう。以下同じ。）の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、オーバーフロー還水管は直接循環配管に接続せず、回収槽は地下への埋設を避け、その内部の清掃が容易に行える位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水をレジオネラ属菌が繁殖しないように消毒できる設備が設けられていること。

第5条第4号ア中「シャワー」を「シャワー」に、「には、」を「は、」に改め、同号イ中「ジェット噴射装置」を「ジェット噴射装置」に、「の空気の入入口は、そこ」を「は、連日使用している浴槽水を用いない構造であるとともに、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、かつ、空気の入入口」に改め、同号ウ中「水とが」を「水が」に改め、同号に次のように加える。

エ 水位計を設置している場合にあつては、当該水位計は、配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

オ 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該貯湯槽内の湯を適切に排水できる構造であること。

カ 調節箱（洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯水の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該調節箱は清掃しやすい構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど消毒できる構造であること。

第6条第1項第1号ア中「上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。）及び上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号アただし書中「有機物等（」の次に「全有機炭素（TOC）の量又は」を加え、同号イただし書中「有機物等（」の次に「全有機炭素（TOC）の量又は」を加え、同号ウ中「上がり用水及び上がり用湯」を「上がり用湯及び上がり用水」に、「すべて」を「全て」に改め、「ただし、」を削り、「保管する」を「保存する」に改め、同項第2号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ウ本文を次のように改める。

浴槽水は、塩素系の薬剤を使用して消毒し、その残留塩素濃度を頻繁に測定して、次に掲げる要件のいずれかを満たすよう管理するとともに、当該測定結果を測定の日から3年間保存すること。

第6条第1項第2号ウに次のように加える。

(㊦) 遊離残留塩素濃度は、通常時において1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、最大時においても1リットル中1.0ミリグラムを超えないように努めること。

(㊧) 結合塩素のモノクラミン濃度は、1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。

第6条第1項第3号ア中「（原湯を貯留する設備をいう。以下同じ。）」を削り、「湯水」を「湯」に改め、同号に次のように加える。

ウ 貯湯槽を設置している場合にあつては、当該貯湯槽の設備の破損等及び温度計の性能の確認を行うこと。

第6条第1項第4号中「回収槽に」を「オーバーフロー水に」に、「回収槽を設置している場合にあつては、当該」を「オーバーフロー水及び」に改め、同号ただし書中「回収槽の壁面」を「オーバーフロー還水管及び回収槽の内部」に改める。

第6条第1項第5号ア中「シャワー」を「シャワー」に、「こと」を「とともに、1週間に1回以上内部の湯水が置き換わるように通水すること」に改め、同号カを削り、同号オ中「清掃する」を「清掃し、及び消毒する」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「すべて」を「全て」に、「こと」を「とともに、これらの内部に生物膜が形成されないように適宜清掃し、及び消毒すること」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ シャワーを設置している場合にあつては、当該シャワーのシャワーヘッド及びホースは、6か月に1回以上点検するとともに、これらの内部を1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

第6条第1項第5号中クをストし、キをシとし、その前に次のように加える。

キ 調節箱を設置している場合にあつては、当該調節箱の生物膜の状況を監視し、必要に応じてその内部を清掃し、及び消毒すること。

ク 水位計配管を設置している場合にあつては、当該水位計配管を1週間に1回以上適切な消毒方法で消毒して生物膜を除去すること。

ケ 浴槽に湯水がある場合にあつては、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

コ 入浴施設等に係る配管の状況を図面等により正確に把握して不要な配管を除去すること。

サ 浴槽水の換水に当たっては、入浴施設等に係る配管内の浴槽水を適切に排水すること。

第7条第1号中「10歳」を「7歳」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

事 項	検 査 方 法	基 準
色度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める比色法，透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5度以下であること。
濁度	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法，透過光測定法，連続自動測定機器による透過光測定法，積分球式光電光度法，連続自動測定機器による積分球式光電光度法，連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	2度以下であること。
pH値	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（TOC）の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法，過マンガン酸カリウム消費量については水質基準省令による廃止前の水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号。以下「旧水質基準省令」という。）に規定する滴定法	全有機炭素（TOC）の量にあつては1リットル中3ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
大腸菌	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

備考 有機物等について、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量を基準とすることが不相当と認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の基準によるものとする。

別表第2（第6条関係）

事 項	検 査 方 法	基 準
濁度	水質基準省令の規定により厚生労働大	5度以下であること。

	臣が定める比濁法，透過光測定法，連続自動測定機器による透過光測定法，積分球式光電光度法，連続自動測定機器による積分球式光電光度法，連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	
有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（TOC）の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法，過マンガン酸カリウム消費量については旧水質基準省令に規定する滴定法	全有機炭素（TOC）の量にあつては1リットル中8ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 ^{厚生省} 令第1号）第6条に ^{建設省} 規定する方法。ただし，同令別表第1に規定する希釈試料の調製は行わず，浴槽水をそのまま試料とすること。	1ミリリットル中に1個以下であること。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。

備考 有機物等について，塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量を基準とすることが不相当と認められる場合は，過マンガン酸カリウム消費量の基準によるものとする。

別記第1号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に，

「

女				
---	--	--	--	--

を

「

女	㎡	m	㎡	m
---	---	---	---	---

に，「平面図」を

「図面」に，

「3 法人にあつては，定款又は寄附行為の写し 」を

「3 原湯，原水，上がり用湯及び上がり用水の水質検査の結果を記載した書類（水道水以外の水を使用する場合に限る。）

4 法人にあつては，定款又は寄附行為の写し

5 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定により，「管理人」，「公衆浴場の種 に改類」，「施設の概要」，「入浴料金の額」及び「異性の入浴者に接触する役務の提供の有無」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略する場合は，浴場業を譲り受けたことを証する書類 」

め，同様式（注）1中「特殊公衆浴場の場合に，入浴料金」を「入場料金」に改め，同様式（注）3を削る。

別記第2号様式中「届出者氏名 印」を「届出者氏名 」に改め，「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え，同様式（注）を削る。

別記第3号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め，同様式（注）を削る。

別記第3号様式の2中「氏名 印」を「氏名 」に改め，同様式（注）

を削る。

別記第4号様式中「記名押印する」を「記名押印又は署名をする」に改める。

別記第7号様式中「営業者氏名 印」を「営業者氏名 」に改め、同様式（注）を削る。

別記第8号様式中「営業者氏名 印」を「営業者氏名 」に改め、同様式（注）を削る。

別記第9号様式中「営業者氏名 印」を「営業者氏名 」に改め、同様式（注）を削る。

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定、別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第7号様式から別記第9号様式までの改正規定並びに次項の規定 令和3年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和3年7月1日

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の鹿児島県公衆浴場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けて公衆浴場を営んでいる者については、その構造設備の変更をするまでの間は、改正後の鹿児島県公衆浴場法施行細則第5条の規定は、適用しない。

.....
旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第33号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和45年鹿児島県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第4条の2第1号」を「第4条の2第3項第1号」に、「1年間」を「3年間」に改める。

第6条第1項第1号ア本文を次のように改める。

原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）の水質は、別表第1の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる検査方法によつて行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合していること。

第6条第1項第1号アただし書中「有機物等（）」の次に「全有機炭素（TOC）の量又は」を加え、同号イ中「浴槽水」の次に「（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）」を加え、同号イただし書中「有機物等（）」の次に「全有機炭素（TOC）の量又は」を加え、同号ウ中「上がり用水及び上がり用湯」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、「ただし、」を削り、「保管する」を「保存する」に改め、同項第2号ウ本文を次のように改める。

浴槽水は、塩素系の薬剤を使用して消毒し、その残留塩素濃度を頻繁に測定して、次に掲げる要件のいずれかを満たすよう管理するとともに、当該測定結果を測定の日から3年間保存すること。

第6条第1項第2号ウに次のように加える。

(ウ) 遊離残留塩素濃度は、通常時において1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、最大時においても1リットル中1.0ミリグラムを超えないように努めること。

(イ) 結合塩素のモノクラミン濃度は、1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。

第6条第1項第3号ア中「原湯」を「原湯等」に、「設備」を「槽」に、「湯水」を「湯」に改め、同号に次のように加える。

ウ 貯湯槽を設置している場合にあつては、当該貯湯槽の設備の破損等及び温度計の性能

の確認を行うこと。

第6条第1項第4号中「回収槽に」を「オーバーフロー水に」に、「回収槽（）」を「オーバーフロー水（）」に改め、「浴槽水」の次に「をいう。以下同じ。）及び回収槽（オーバーフロー水）」を加え、「を設置している場合にあつては、当該回収槽の湯水」を削り、同号ただし書中「回収槽の壁面」を「オーバーフロー還水管及び回収槽の内部」に改める。

第6条第1項第5号ア中「こと」を「とともに、1週間に1回以上内部の湯水が置き換わるように通水すること」に改め、同号カを削り、同号オ中「毛髪等を除去する設備」を「浴槽水を再利用するために浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置」に、「清掃する」を「清掃し、及び消毒する」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「を設置して」を「（浴槽水を再利用するために浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設置して」に改め、「循環配管（湯水を浴槽とろ過器）」の次に「等」を加え、同号ウを同号エとし、同号イ中「こと」を「とともに、これらの内部に生物膜が形成されないように適宜清掃し、及び消毒すること」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ シャワーを設置している場合にあつては、当該シャワーのシャワーヘッド及びホースは、6か月に1回以上点検するとともに、これらの内部を1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

第6条第1項第5号中クをスとし、キをシとし、その前に次のように加える。

キ 調節箱（洗いの湯栓及びシャワーに送る湯水の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該調節箱の生物膜の状況を監視し、必要に応じてその内部を清掃し、及び消毒すること。

ク 水位計配管を設置している場合にあつては、当該水位計配管を1週間に1回以上適切な消毒方法で消毒して生物膜を除去すること。

ケ 浴槽に湯水がある場合にあつては、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

コ 入浴施設等に係る配管の状況を図面等により正確に把握して不要な配管を除去すること。

サ 浴槽水の換水に当たっては、入浴施設等に係る配管内の浴槽水を適切に排水すること。

第7条第1号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア ろ過器を設置している場合にあつては、浴槽ごとに設置するよう努めること。

第7条第2号イ中「浴槽水を循環させる構造の浴槽」を「循環式浴槽（温泉水等の使用量を少なくする等のために浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。）」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) オーバーフロー水に係る構造設備の基準

オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管は直接循環配管に接続せず、回収槽は地下への埋設を避け、その内部の清掃が容易に行える位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水をレジオネラ属菌が繁殖しないように消毒できる設備が設けられていること。

第7条第4号ア中「には、」を「は、」に改め、同号イ中「の空気の入入口は、そこ」を「は、連日使用している浴槽水を用いない構造であるとともに、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、かつ、空気の入入口」に改め、同号ウ中「水とが」を「水が」に改め、同号に次のように加える。

エ 水位計を設置している場合にあつては、当該水位計は、配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

オ 貯湯槽を設置している場合にあつては、当該貯湯槽内の湯を適切に排水できる構造であること。

カ 調節箱を設置している場合にあつては、当該調節箱は清掃しやすい構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど消毒できる構造であること。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

事 項	検 査 方 法	基 準
色度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める比色法，透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5度以下であること。
濁度	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法，透過光測定法，連続自動測定機器による透過光測定法，積分球式光電光度法，連続自動測定機器による積分球式光電光度法，連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	2度以下であること。
pH値	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（TOC）の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法，過マンガン酸カリウム消費量については水質基準省令による廃止前の水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号。以下「旧水質基準省令」という。）に規定する滴定法	全有機炭素（TOC）の量にあつては1リットル中3ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
大腸菌	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

備考 有機物等について，塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量を基準とすることが不相当と認められる場合は，過マンガン酸カリウム消費量の基準によるものとする。

別表第2（第6条関係）

事 項	検 査 方 法	基 準
濁度	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法，透過光測定法，連続自動測定機器による透過光測定法，積分球式光電光度法，連続自動測定機器による積分球式光電光度法，連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	5度以下であること。
有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（TOC）の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法，過マンガン酸カリウム消費量については旧水質基準省令に規定する滴定法	全有機炭素（TOC）の量にあつては1リットル中8ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令	1ミリリットル中に1

	(昭和37年 ^{厚生省} 令第1号)第6条に ^{建設省} 規定する方法。ただし、同令別表第1 に規定する希釈試料の調製は行わず、 浴槽水をそのまま試料とすること。	個以下であること。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100 ミリリットル中に 10cfu未満)。

備考 有機物等について、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量を基準とすることが不相当と認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の基準によるものとする。

別記第1号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に、

- 「
- 4 法人にあつては、定款又は寄附行為等の写し及び役員の名簿（代表者を含む役員
の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載したもの）
 - 5 消防法上の防火安全性に関する適合通知書
 - 6 建築基準法上の建築物の検査済証（新たに建築確認を受けたものに限る。）
 - 7 その他知事が必要と認める書類
- 」

を

- 「
- 4 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査の結果を記載した書類（水道
法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水
以外の水を使用する共同浴室を有する施設に限る。）
 - 5 消防法令適合通知書
 - 6 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し（新たに建築確認
を受けたものに限る。）
 - 7 法人にあつては、定款又は寄附行為等の写し及び役員の名簿（代表者を含む役員
の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載したもの）
 - 8 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定により、「3 営業の種別」、
「4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの
有無」及び「5 営業施設の構造設備の概要」の記載事項のうち変更がない事項の
記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
 - 9 その他知事が必要と認める書類
- 」

に改め、同様式（注）を削る。

別記第2号様式及び別記第2号様式の2中「印」を削る。

別記第3号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式（注）を削る。

別記第4号様式中「記名押印する」を「記名押印又は署名をする」に改める。

別記第7号様式中

- 「
- 1 営業施設の名称
 - 2 営業施設の所在地
 - 3 条件 この承認の効力は、合併の登記を停止条件として生じる。
- 」

を

- 「
- 1 営業者の地位を承継する者
事務所所在地
法人の名称
- 」

- | | |
|---|-------------------------------|
| 2 | 営業施設の名称 |
| 3 | 営業施設の所在地 |
| 4 | 条件 この承認の効力は、合併の登記を停止条件として生じる。 |

に改める。

別記第 7 号様式の 2 中

「 1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地 を

3 条件 この承認の効力は、分割の登記を停止条件として生ずる。」

「 1 営業者の地位を承継する者

事務所所在地

法人の名称

2 営業施設の名称 に改める。

3 営業施設の所在地

4 条件 この承認の効力は、分割の登記を停止条件として生ずる。」

別記第 8 号様式中

- | | |
|---|----------|
| 1 | 営業施設の名称 |
| 2 | 営業施設の所在地 |
| 3 | 条件 |

を

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 営業者の地位を承継する者
住所
氏名 |
| 2 | 営業施設の名称 |
| 3 | 営業施設の所在地 |
| 4 | 条件 |

に改める。

別記第 9 号様式中「営業者氏名 印」を「営業者氏名 」に改め、同様式 (注) 2 を削り、同様式 (注) 1 を同様式 (注) とする。

別記第 10 号様式中「営業者氏名 印」を「営業者氏名 」に改め、同様式 (注) 2 を削り、同様式 (注) 1 を同様式 (注) とする。

別記第 11 号様式中「営業者氏名 印」を「営業者氏名 」に改め、同様式 (注) 2 を削り、同様式 (注) 1 を同様式 (注) とする。

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 5 条の改正規定、別記第 1 号様式から別記第 4 号様式まで及び別記第 7 号様式から別記第 11 号様式までの改正規定並びに次項の規定 令和 3 年 4 月 1 日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和 3 年 7 月 1 日

-
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の旅館業法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
 - 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館業を営んでいる者については、その構造設備の変更をするまでの間は、改正後の旅館業法施行細則第7条の規定は、適用しない。